

23. ハンセン病研究センター

センター長 石井 則久

概要

ハンセン病は世界で約25万人の人々が新規に発症し、多剤の抗菌剤による治療(multidrug therapy: MDT)が行われている。しかし治癒しても後遺症や偏見・差別、さらに人権侵害にさらされている人も多数いる。その大半は貧困にあえぐ開発途上国に集中している。

ハンセン病は医療の問題も重要であるが、社会的な問題も大きな比重がある。偏見・差別、人権の問題は国連でも大きな課題となっている。2010年12月には「ハンセン病患者・回復者及びその家族への差別撤廃決議案」が、それに付随する「原則とガイドライン案」とともに日本政府提出の原案通り、ニューヨークの国連総会で承認可決された。この決議案には日本国はもとより日本財団、笹川記念保健協力財団などが強力に議決に向けて動いた。

ハンセン病研究センターはハンセン病の診断、治療、後遺症、予防などの分野にわたりハンセン病に苦しむ人々のために研究を行っている。それにもかかわらず、この病気の病原体やそれに対する人体の反応に関してはなお未知の部分が多く、研究課題は山積している。また偏見・差別の問題などにも積極的に取り組み、啓発活動も行っている。

非結核性抗酸菌の研究も行っており、ハンセン病の研究成果を発展させ、ブルーリ潰瘍や新たな抗酸菌症の検査法、治療法、予防法などの研究が進行している。

さらに平成20年に稼働した第二研究棟(BSL3実験施設)では結核菌を用いた研究が軌道にのり、今後の研究の発展が期待されている。なお、第二研究棟を含めた研究センターの周辺環境に対する安全な運用について協議する「安全連絡協議会」の第3回協議会を平成23年2月23日に開催した。この協議会の委員は周辺住民・ハンセン病

療養所入所者組織代表者はじめ関係自治体・行政機関の代表者、有識者などで、有意義な意見を得て、安全な運用を行っている。

ハンセン病に対する一般市民の理解を深め、啓発を行うことは当センターの重要な使命である。このための恒例の「ハンセン病医学市民公開講座」を平成22年度科学技術週間にあわせて4月17日に行った。今年も例年と同様、近隣市民に「ハンセン病との戦いーらい菌制御を目指したワクチンの開発ー」の題名で牧野正彦部長が講演した。

第33回を迎えるハンセン病医学夏期大学講座(厚生労働省委託事業、(財)日本科学技術振興財団と夏期大学講座実行委員会の主催)も例年通り国立療養所多磨全生園、同入所者自治会等の協力の下に企画、実行された。医療関係の参加者39人を集め、所内外から招請されたハンセン病医学の専門家を講師に、講義・実習を行い、さらに療養所入所者・社会で生活するハンセン病回復者等との交流なども含めた立体的なプログラムでハンセン病にじっくり向かい合う1週間となった。参加者はすでに学校・大学で学ぶ機会がなくなっているこの問題を体系的に学び体験する希少な機会を満喫したことと思われる。

国際協力事業

1. ベトナム国：ハンセン病の早期診断技術指導及び新しい免疫学的診断法に関する共同研究の打ち合わせと実験を実施するため、さらに薬剤耐性サーベイの解析結果の討議のため、職員2名を派遣した。
2. ミャンマー国：上記同様、共同研究打合せ及びWHOによる薬剤耐性サーベイの討議のため、職員1名を派遣した。
3. 国立感染症研究所とWHOの共同主催で第3回 Meeting on Sentinel Surveillance for Drug Resistance in

Leprosy を平成 22 年 11 月 9、10 日に開催した。戸山庁舎共用第 1 会議室で、18 カ国、42 名が参加して活発な討議が行われた。

行政検査実績 (石井則久、鈴木幸一、谷川和也)

平成 9 年 7 月から厚生省 (当時) 通知によりハンセン病検査要項が施行され、ハンセン病研究センターで行政検査が実施されている。検査項目は、病理学的検査、血清抗体価 (抗 PGL-I 抗体) 検査、PCR 検査、薬剤耐性検査である。

平成 22 年度 (平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月) の検査件数は表のごとく 22 症例、51 検査件数であった。なお、国立ハンセン病療養所からの血清検査の依頼はなかった。1 回 (1 症例) の検査で複数の検査項目の依頼もあった。ハンセン病診断には複数の検査が推奨されているが、各医療機関で実施できない検査が当センターに依頼されるために依頼検査項目に差異が生じている。薬剤耐性検査は平成 19 年度からは薬剤耐性遺伝子検査を開始した。また皮膚スミア検査のサポートも行い、20 件のスミア標本の染色、検鏡を行った。22 症例の最終診断は、6 例は新規にハンセン病と診断、3 例はハンセン病の再発と診断し、13 例はハンセン病でなしと診断した。

各年の検査件数は以下の通りである。平成 9 年度：47 件、平成 10 年度：32 件、平成 11 年度：34 件、平成 12 年度：50 件、平成 13 年度：739 件 (国立ハンセン病療養所から 630 件の血清検査の依頼があった)、平成 14 年度：261 件 (国立ハンセン病療養所から 105 件の血清検査の依頼があった)、平成 15 年度：54 件、平成 16 年度：98 件、平成 17 年度：104 件 (国立ハンセン病療養所から 52 件の血清検査の依頼があった)、平成 18 年度：62 件、平成 19 年度：163 件 (国立ハンセン病療養所から 52 件の血清検査の依頼があった)、平成 20 年度：95 件、平成 21 年度：53 件。平成 22 年度は 51 件であった。ハンセン病新規患者数は平成 22 年では 4 名であった。

ハンセン病の発生動向と検査件数を対比すると、近年は鑑別診断のために行政検査を利用する傾向がみられた。さらに、平成 22 年度の特徴は、PCR 検査陽性例は全て薬剤耐性遺伝子検査を実施し、耐性は 1 例も認められ

なかったことである。

今後の課題として、行政検査の各医療機関への周知徹底、検査依頼の簡素化、検体送付の迅速化、検査結果の迅速通知、臨床症状を把握したうえでの検査の指導、皮膚スミア検査の指導、知覚検査の指導、治療効果判定への検査利用、検査結果を基にしたコンサルテーション、追跡検査などがあり、患者・主治医に一層有益な検査のあり方が求められている。

平成 22 年度 (2010 年度) 行政検査実績

受付検体数 (番号)	28
総検査件数	51
病理学的検査件数	12
血清抗体価検査件数	8
PCR 検査件数	25
薬剤耐性遺伝子検査件数	6
実症例数	22

らい菌の供給 (甲斐雅規・天内 肇・前田百美・宮本友司・牧野正彦)

平成 22 年 4 月より同 23 年 3 月までの 1 年間において、のべ 30 回、95 匹、5 施設 (国内 2、国外 3)、10 名 (国内 7、国外 3) の研究者に対し、らい菌感染マウス足蹠の供給を行った。